

藤井寺市子ども・子育て会議について

1. 趣旨・役割

平成 24 年 8 月、少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応し、子どもが健やかに成長することのできる社会の実現に寄与することを目的とした「子ども・子育て支援法」が成立しました。

藤井寺市では、これに基づいて、子どもや子育て家庭の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項を調査審議するための会議を設置することとします。

2. 設置根拠

①藤井寺市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 7 月 3 日施行）

②子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日公布）

【抜粋】

第 77 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。（以下略）

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3. 所掌事務

- 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事
- 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事
- 子ども・子育て支援事業計画に関する事
- 子ども・子育て支援に関し必要な事項及び施策の実施状況に関する事

4. 推進体制

【藤井寺市子ども・子育て会議】

■組織

委員は 10 名以内とし、会長及び副会長（1 名）を置く

■構成員

「学識経験のある者」「子ども関係団体に属する者」「子どもの保護者」「子ども・子育て支援に関する事業に従事する者」「市長が必要と認める者」

■任期

2 年とし、再任されることができる



【藤井寺市子ども・子育て支援事業計画】

- 計画策定のためのニーズ調査
- 圏域の設定
- 教育・保育、地域子ども・子育て支援に係る需要量の見込み
- 教育・保育、地域子ども・子育て支援に係る確保内容と実施時期
- 教育・保育の一体的提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

- ニーズ調査に基づく意見聴取
- 意見の反映
- 計画策定・変更における審議
- 計画の推進及び実施状況についての調査審議
- 計画実施状況の点検・評価、見直し

5. 開催議事(予定)

第 1 回	第 2 回	第 3 回
<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て会議の説明 ○子ども・子育て支援新制度の概要説明 ○スケジュール確認 ○子ども・子育てに関する藤井寺市の現状説明 ○ニーズ調査票案の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズ調査結果速報値の報告 ○前回計画における目標事業量の進捗状況と課題の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズ調査結果の最終確認 ○教育・保育サービス等の見込み量の確認 ○教育・保育サービス等の目標事業量の確認